

2024年9月28日

立教大学国際学術研究交流制度  
2024年度「派遣研究員」報告書

1. 派遣概要

所属・職	社会学部・特別専任教授
氏名	李 ミンジン
派遣機関名	Department of Sociology, Collage of Social Sciences, Ewha Womans University 所在国：韓国
研究テーマ	韓国の療養保護士（介護士）の労働実態と地域基盤労働組織の療養保護士の組織化に関する研究
派遣期間	2024年8月5日～2024年9月4日（31日間）
研究経費	643,170円

2. 派遣期間中の活動

離日日および帰国日を含め、派遣期間中の活動を記入してください。全日程（毎日）記載する必要はありません。

活動内容記入例）〇〇に関する調査、〇〇氏と研究討議、共同研究、講演、視察等

年月日	活動内容
2024.8.5	離日
2024.8.6-8	韓国の長期療養制度や療養保護士の労働組合に関する文献調べ
2024.8.9	大邱大学 Yang NanJoo 教授と韓国の長期療養制度と日本の介護保険制度に関して話し合う
2024.8.13	韓国国会議員と全国公共運輸社会サービス労働組合が主催した討論会（「長期療養制度の公共性強化と療養保護士の労働権保障」）に参加
2024.8.14-18	療養保護士を組織化する労働組合へのインタビュー準備
2024.8.19	全国ドルボムサービス労働組合を訪問し、ジョンジヒョン委員長にインタビュー
2024.8.20	ソウル市老人ドルボム従事者総合支援センターを訪問し、チェキョンシユクセンター長にインタビュー
2024.8.21-23	インタビュー整理
2024.8.26-29	インタビュー準備
2024.8.30	梨花女子大学 Hahm In-Hee 教授と韓国の少子高齢化と家族内介護状況に関して話し合う
2024.9.2	公共運輸サービス労働組合の医療連帯本部を訪問し、ユンキョンオク組織局長にインタビュー
2024.9.3	情報経済サービス連盟のタカッチユニオンを訪問し、ファンユンジョン委員長にインタビュー

2024.9.4	帰国
----------	----

### 3. 研究・交流状況および成果

上記に記載した活動について、具体的な研究・交流の内容および成果、今後の研究の展望、本学と派遣機関との研究交流にかかる成果、展望等を記入してください。

療養保護士を組織化している労働組合及び専門家へのインタビューより、韓国で長期療養保険制度が実施（2008年7月）された後も療養保護士の低賃金・不安定雇用が改善されない状態が続いていることや、こうした状態を改善するために当事者である療養保護士たちは労働組合や職業団体（全国療養保護士協会）を組織して、また他の市民団体と連合して、制度改善闘争を行ってきていることが分かった。

#### ・療養保護士たちの制度改善闘争の始まり

制度改善闘争は2011年にさかのぼる。2011年に公共運輸労働組合、全国療養保護士協会、韓国女性団体連合、韓国女性民友会、保健福祉資源研究院など、女性・労働・市民・福祉・公益弁護士団体など32の団体が集まり、「老人長期療養保険法全面改定共同対策委員会（以下、共対委）」を組織化して、老人長期療養保険制度の公共性強化と療養保護士の労働権保護のための老人長期療養保険法の全面改定運動を展開した。共対委は、療養保護士の労働実態調査、療養保護士大会、老人長期療養保険法改定のための国会請願などを通じて、療養保護士の劣悪な労働条件および訪問療養サービス提供機関の乱立や公立の訪問療養サービス提供機関の不在のため高齢者が高い質のサービスを受けることができない現状を繰り返し議論した。

#### ・韓国政府の療養保護士たちの制度改善闘争への対応

共対委の活動や国家人権委員会の勧告などもあり、療養保護士の低賃金問題を改善するために、2013年3月に保健福祉部は療養保護士の「処遇改善費」を導入し、2015年より施行した。国民健康保険公団は長期療養機関に支給する長期療養給与費用に療養保護士の処遇改善費を含むやり方で処遇改善費の80%を支援することにした（訪問療養保護士は時間当たり625ウォン、施設療養保護士は最大10万ウォンを支援）。

しかし、2018年に保健福祉部は処遇改善費を廃止し、療養サービス報酬の中に人件費支出費と管理運営費の比率を設定する方式に変更した（保健福祉部の告示によれば、人件費支出比率は、訪問療養保護士は86.6%、施設療養保護士は61.1%である）。

#### ・療養保護士たちの反発

処遇改善費の廃止により2018年1月の賃金が削減されたことに憤怒した療養保護士たち（全国療養サービス労働組合所属組合員）は保健福祉部を相手に闘争を展開することにした。保健福祉部に数回の面談を通じて抗議した。同年10月22日に療養保護士たちは中央政府庁舎の前で「療養労働者6つの要求実現のための剃髪・テント籠城に突入」を知らせる記者会見を開き、民間老人療養施設の不正に対する監査実施と療養保護士の処遇改善費の原状回復を求めた（全国ドルボムサービス労働組合とのインタビューより）。療養保護士たちは、剃髪式を行った後、テント籠城闘争に入った。療養保護士たちは、①削除された処遇改善費の原状回復、②療養サービス労働者の標準賃金支給、③人員配置基準を利用者1.5名対1名に調整、④長期勤続奨励金を12か月以上勤続より支給、⑤民間老人療養施設の「容易な廃業」防止対策を策定、⑥公立療養施設の拡大と民間療養施設に対する公立に準じる管理監督基準の策定などを要求した。

#### ・継続する制度改善要求

療養保護士たちは、保健福祉部が 2017 年より療養保護士の長期勤続に対する報奨の意味から導入した長期勤続奨励金制度の改定を要求している。長期勤続奨励金は「同一療養機関」にて3年以上勤続した療養保護士に支給する手当である（同一機関に3年以上勤務は6万ウォン、5年以上は8万ウォン、7年以上は10万ウォンを毎月支給する）が、労働者側は長期勤続奨励金の支給条件を「同一療養機関」としたのは療養保護士の構造的雇用不安を考慮していない規定であると主張する。特に訪問療養保護士の場合、利用者の事情による突然の失業などにより、同一機関勤務が困難な場合が多いことから、長期勤続奨励金を受給しにくい。韓国保健社会研究院（2022）の実態調査によれば、長期療養機関の職員のうち療養保護士の平均勤務期間は2.3年である。

こうした実態から、療養保護士たちは、同一機関勤務の条件をなくし、療養保護士の全体経歴期間に基づき長期勤続奨励金の支給を求める。タカッチユニオンは、同一機関勤務条件の削除、1年以上勤務の療養保護士全員に支給することを要求する。

保健福祉部は、療養保護士の勤続状況や労働者側（労働組合や全国療養保護士協会）の改正要求を受けて、長期勤続奨励金支給基準改善などに関する研究を研究機関に依頼しているという（公共運輸サービス労働組合医療連帯本部とのインタビューより）。

#### ・療養保護士の人権侵害問題

韓国保健社会研究院（2022）の実態調査によれば、療養保護士のうち、利用者から暴言を経験した割合は21.9%、身体的に不当行為を経験した割合は13.3%、セクシュアルハラスメントを経験した割合は8.3%、となっている。こうした不当行為を経験した療養保護士の対応は、「我慢して仕事を継続した」（45.5%）、「所属機関に報告及び対応要求」（34.9%）、「利用者あるいは家族に直接苦情を言う」（13.7%）などである。

インタビューした労働組合によれば、療養保護士が暴言・暴行・セクシュアルハラスメントを経験したときに、療養保護士を保護する規定がないという。療養保護士が暴言・暴行・セクシュアルハラスメントを経験したときに、療養保護士を雇用する機関は療養保護士を交替する対応をするだけであるという。

労働組合は、利用者の暴言・暴行・セクシュアルハラスメントが有ったときに、どうするべきかに関するマニュアルを作ること、そのマニュアルに利用者に対する警告内容も含めること、療養保護士の人権保護マニュアルを策定することを要求する。

保健福祉部は療養保護士がセクシュアルハラスメントや暴言など人権侵害をされないようにするため2025年より訪問療養保護士に名札型録音機を配る予定であり、2024年に京畿道でトライアル事業を実施しているという（全国ドルボムサービス労働組合とのインタビューより）。

#### ・労働組合と市民社会団体との連帯

韓国労働運動の特徴でもある労働組合と市民社会団体との連帯は、療養労働者たちの労働運動でも見られた。高齢者福祉における公共性を高めることや、療養労働者の労働権や人権を保障することが高齢者に高い質の療養サービスを提供することになるという点において、労働組合と市民社会団体は連帯において同一目標を持つと言える。

#### ・今後の研究の展望

日本の介護クラフトユニオンや介護士を組織化している労働組合などをインタビューし、日本と韓国の介護労働者の労働運動を比較する研究を行う予定である。